平成２６年（フ）第２１２３号
大阪府東大阪市中新開１丁目10番２号　松千代グリーンハウスＢ２号
債務者　藤原　広美
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３７号
大阪市阿倍野区三明町１丁目９番８号　クレセント203号
債務者　井上　優子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０６号
大阪市平野区加美東６丁目３番２―404号
債務者　安田　英子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１４号
大阪市住吉区遠里小野５丁目19番20号
債務者　花房　　充
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２０号
大阪府高槻市大塚町２丁目28番11号ユーユータウンハウス３号
債務者　上中　博之
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４１号
大阪市旭区清水４丁目３番５―307号
債務者　森口　智子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７３号
大阪府門真市常盤町18番12号　グリーンハイツさんわ305号
債務者　山下　妙子
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９７号
大阪府枚方市池之宮１丁目17番65号
債務者　尾崎　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０６号
大阪府吹田市山田南30番10―208号
債務者　横山真奈美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４号
島根県出雲市西園町255番地
債務者　松下　和也
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２４３号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金798番地５　コーポ磯山103号
債務者　山岸鹿乃子（旧姓勇伊）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字下里1170番地12　デイジー302
債務者　北川　敬之
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第２２７号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地３―808、前住所埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―405号
債務者　木村　英俊
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２８号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地３―808、前住所埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―405号
債務者　木村　　行
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３３号
埼玉県所沢市緑町２丁目19番２号　河村ハウス103
債務者　皆川　辰雄
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９５号
群馬県高崎市八千代町４丁目14番14号
債務者　櫻井　孝子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第９７号
群馬県高崎市浜尻町946番地４　市住８棟821号
債務者　松井　直城
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部